

昭和二十九年政令第百八号

警察庁組織令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条の規定に基き、この政令を制定する。

目次

第一章 長官官房（第一条—第十六条）	第一條 生活安全局（第十七条—第二十一条）	第二章 刑事局（第二十二条—第三十条）	第三章 交通局（第三十一条—第三十五条）	第四章 警備局（第三十六条—第四十三条）	第五章 サイバー警察局（第四十四条—第四十七条）	第六章 警察局（第四十八条—第四十九条）	第七章 管区警察局（第四十八条—第四十九条）	第八章 條則（第五十条）	附則
（総括審議官）	第一条 長官官房に、総括審議官一人を置く。	2 総括審議官は、命を受け、所管行政に属する重要事項についての企画、立案及び調整に関する事務を総括整理する。（技術総括審議官）	（長官官房に、技術総括審議官一人を置く。）						
（政策立案総括審議官）	2 技術総括審議官は、命を受け、所管行政に属する重要事項（警察庁の所掌事務に関する技術に関するサイバーセキュリティの確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要な事項を含む。）についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。（政策立案総括審議官）	（政策立案総括審議官一人を置く。）	（政策立案総括審議官一人を置く。）	（政策立案総括審議官一人を置く。）	（政策立案総括審議官一人を置く。）	（政策立案総括審議官一人を置く。）	（政策立案総括審議官一人を置く。）	（政策立案総括審議官一人を置く。）	（政策立案総括審議官一人を置く。）
（公文書監理官）	2 政策立案総括審議官は、命を受け、所管行政に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。（公文書監理官）	（公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。）	（公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。）	（公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。）	（公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。）	（公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。）	（公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。）	（公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。）	（公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。）
（警備監督官）	2 公文書監理官は、命を受け、警察庁の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連すること。	（警備監督官）	（警備監督官）	（警備監督官）	（警備監督官）	（警備監督官）	（警備監督官）	（警備監督官）	（警備監督官）

る情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要な事項についての事務並びに關係事務を総括整理する。

（企画課）

第五条 長官官房に、審議官七人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

2 審議官は、命を受け、所管行政に属する重要事項についての企画及び立案に参与し、関係事務を総括整理する。（審議官）

第六条 長官官房に、参事官十人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受け、所管行政に属する特定の事項についての企画及び立案に参与する。（参事官）

第七条 長官官房に、首席監察官一人を置く。（首席監察官）

2 首席監察官は、命を受け、監察に関する事務を掌理する。（長官官房の分課）

第八条 長官官房に、次の七課及び国家公安委員会会務官一人を置く。（会務課）

2 参事官は、命を受け、監察に関する事務を掌理する。（内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に係るものに限る。）

三 警察法第五条第一項の任務に關連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に關して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務（犯罪被害者等施策推進課の所掌に属するものを除く。）

四 所管行政に関する政策の評価に関する事務（企画課）

五 警察の組織に関する事務（企画課）

六 法令案その他公文書類の審査及び進達に関する事務（企画課）

七 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務（企画課）

八 官報掲載に関する事務（企画課）

九 所管行政に係る統計に関する事務の総括に関する事務（企画課）

十 所管行政に係る国際協力に関する事務の総括に関する事務（企画課）

十一 所管行政に係る国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務（企画課）

十二 前二号に掲げるもののほか、所管行政に係る国際関係事務のうち他の所掌に属しないものに関する事務（企画課）

十三 警察職員のレクリエーションに関する事務（企画課）

十四 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事務（企画課）

十五 警察職員の福利厚生に関する事務（企画課）

十六 警察職員の健康診断その他の保健に関する事務（企画課）

十七 警察共済組合に関する事務（企画課）

十八 個人情報の保護に関する事務（企画課）

十九 留置施設に関する事務（企画課）

二十 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事務（企画課）

十一 前各号に掲げるもののほか、長官官房内の他の所掌に属しないこと。

（企画課）

十二条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 所管行政に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に属するもの（企画課）

二 警察通信用機材及び情報システムの整備計画の企画その他警察通信に関する企画に属する事務（企画課）

三 東日本大震災復興特別会計の経理のうち警察の所掌に属するものに関する事務（企画課）

四 警察通信関係業務の技術的調査に関する事務（企画課）

（企画課）

五 警察通信用機材及び情報システムの技術的研究開発の推進に関する法律（平成十年法律第五十三号）の施行に関する事務（企画課）

六 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成十年法律第五十三号）の施行に関する事務（企画課）

七 所管行政に関する情報の管理に関する企画及び技術的研究に関する事務（企画課）

八 所管行政に関する情報システムの整備及び管理に関する事務（企画課）

九 公文書類の浄書、印刷及び製本に関する事務（企画課）

十 公文書類の検査に関する事務（企画課）

十一 警察職員の人事、定員及び給与に関する事務（人事課）

一二 警察職員の勤務制度に関する事務（人事課）

一三 表彰に関する事務（人事課）

一四 警察職員の募集及び試験に関する事務（人事課）

一五 警察職員の恩給、退職手当及び公務災害補償に関する事務（人事課）

一六 警察職員の勤務制度に関する事務（人事課）

一七 職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教育に関する事務一般に関する事務（人事課）

一八 警察教養施設の整備及び運営に関する事務（人事課）

一九 警察職員の福利厚生に関する事務（人事課）

二〇 警察職員の医療に関する事務（人事課）

二一 警察職員の健康診断その他の保健に関する事務（人事課）

二二 警察職員のレクリエーションに関する事務（人事課）

二三 警察職員の会計に関する事務（会計課）

二四 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事務（会計課）

二五 警察職員の福利厚生に関する事務（会計課）

二六 警察職員の医療に関する事務（会計課）

二七 警察職員の健康診断その他の保健に関する事務（会計課）

二八 警察職員の会計に関する事務（会計課）

二九 警察職員の福利厚生に関する事務（会計課）

三十 警察職員の医療に関する事務（会計課）

三一 警察職員の健康診断その他の保健に関する事務（会計課）

三二 警察職員の会計に関する事務（会計課）

三三 警察通信の統制に関する事務（企画課）

（企画課）

- 四　国有財産及び物品の管理及び処分に関するること。

五　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産及び物品の管理及び処分のうち警察庁の所掌に係るものに関すること。

六　会計の監査に関すること。

七　府舎の營繕に関すること。

八　府内の取締りに関すること。

九　遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の施行に関すること。

十　警察装備に関する企画及び立案並びに警察装備の研究及び開発並びに使用基準に関すること。

十一　警察装備の整備計画に関すること。

十二　警察用航空機の運用に関すること。

十三　拳銃の修理及び弾薬の製造に関すること。

十四　警察官の服制に関すること。

十五　警察官の服装に関する事務をつかさどる。

十六　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本計画）（平成十六年法律第一百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。（）の作成及び推進に関すること。

十七　警察法第五条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策のうち犯罪被害者等基本計画の策定に規定する犯罪被害者等のための施策に係るものについて、当該重要政策に關して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に関する企画、立案及び調整に関すること。

十八　所管行政に係る犯罪被害者等支援（犯罪被害者等基本法第二条第二項に規定する犯罪被害者等の被害の回復又は軽減を図るとともに、当該犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。）に関する企画、立案及び調整に関すること。

十九　犯罪被害者等給付金に関すること。

二十　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

(通信基盤課)

- (通信基盤課)

第十五条 通信基盤課においては、次の事務をつかさどる。

 - 一 警察通信施設の運用に関すること。
 - 二 機動警察通信隊に関すること。
 - 三 警察通信施設の保守、新設及び改修に関すること。

(国家公安委員会会務官)

第十六条 国家公安委員会会務官は、次の事務をつかさどる。

 - 一 国家公安委員会委員長の官印及び国家公安委員会印の管掌に関すること。
 - 二 国家公安委員会の庶務に関すること。
 - 三 国家公安委員会の庶務に関すること。
 - 四 国家公安委員会の保有する資料の整理及び保存に関すること。
 - 五 警察法第十二条の二第一項及び第二項に規定する事務についての国家公安委員会の補佐並びに同条第三項の規定による補助に関すること。

第二章 生活安全部

(生活安全全局の分課)

第十七条 生活安全全局に、次の三課及び生活経済対策管理官一人を置く。

 - 一 生活安全企画課
 - 二 人身安全・少年課
 - 三 保安課

(生活安全企画課)

第十八条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

 - 一 局の所掌に係る警察（以下「この条において「生活安全警察等」といふ。）に関する制度及び生活安全警察等の運営に関する企画及び立案に関すること。
 - 二 犯罪 事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事務一般に関すること。
 - 三 犯罪の予防一般に関すること。
 - 四 局の事務の総合調整に関すること。
 - 五 生活安全警察等に関する法令の調査及び研究に関すること。
 - 六 生活安全警察等に関する資料の調査、収集及び管理に関すること。
 - 七 酔酔者、家出入、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
 - 八 地域警察に関すること。
 - 九 水上警察に関すること。
 - 十 鉄道警察に関すること。

十一 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用

- 十一 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に關すること。

十三 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に關すること。

十二 列車その他の交通機関への警乗に關すること。

十四 警察通信指令に關すること。

十五 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に關する法律（昭和三十六年法律第百三号）の施行に關すること。

十六 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の施行に關すること。

十七 質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の施行に關すること。

十八 整備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の施行に關すること。

十九 探偵業の業務の適正化に關する法律（平成十八年法律第六十号）の施行に關すること。

二十 特殊開錠用具の所持の禁止等に關する法律（平成十五年法律第六十五号）の施行に關すること。

二十一 前各号に掲げるもののほか、局内の他の所掌に屬しないこと。

（人身安全・少年課）

第十九条 人身安全・少年課においては、次の事務をつかさどる。

一 ストーカー行為等の規制等に關する法律（平成十二年法律第八十一号）の施行に關すること。

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に關する法律（平成十三年法律第三十一号）の施行に關すること。

三 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百二十六号）に規定する犯罪の取締りに關すること。

四 前三号に掲げるもののほか、人の生命、身体又は名誉に危害を及ぼす事案に係る市民生活の安全と平穏に關すること。

五 少年非行の防止に關する企画及び立案に關すること。

六 少年指導委員に關すること。

七 少年の補導に關すること。

八 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に關すること。

九 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関する
二。

- 九 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

十 少年に対する暴力団の影響の排除に関するること。

十一 前二号に掲げるもののほか、少年を被害者とする犯罪の防止に関すること。

十二 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の施行に関すること。

十三 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（明治三十三年法律第三十三号）及び二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正十一年法律第二十号）の施行に関すること。

（保安課） 第二十条 保安課においては、次の事務をつかさどる。

一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の施行に関すること（組織犯罪対策第二課の所掌に属するものを除く。）。

二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六百六十七号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の施行に関する事務で警察庁の所掌に属するものに関すること（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務については、警備第三課の所掌に属するものを除く。）。

三 高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。

四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六百六十六号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六百六十七号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の施行に関する事務で警察庁の所掌に属するものに関すること（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務については、警備第三課の所掌に属するものを除く。）。

五 風俗関係事犯の取締りに関すること。

六 売春関係事犯の取締りに関すること。

七 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約第十四条に規定する機関との連絡に関すること。

八 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）

の施行に關すること（人身安全・少年課の所掌に屬するものを除く）。

（生活経済対策管理官）

第二十一条 生活経済対策管理官は、次の事務をつかさどる。

一 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに關すること。

二 保健衛生関係事犯の取締りに關すること（組織犯罪対策第二課の所掌に屬するものを除く）。

三 特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに關すること。

四 前号に掲げるもののほか、經濟関係事犯の取締りに關すること。

五 債権管理回収業に關する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）の規定に基づく意見の陳述その他の活動に關すること（暴力団対策に該当しないものに限る）。

六 第一号から第四号までに掲げるもののほか、局内の他の所掌に屬しない法令違反の取締りに關すること。

（第三章 刑事局）

第二十二条 刑事局に、組織犯罪対策部に置くもののか、次の三課並びに捜査支援分析管理官一人及び犯罪鑑識官一人を置く。

（刑事企画課）

捜査第一課

組織犯罪対策部に、次の二課及び国際捜査管

理官一人を置く。

（組織犯罪対策第一課）

（組織企画課）

第二十三条 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

一 刑事警察に關する制度及び刑事警察の運営に関する企画及び立案に關すること。

二 犯罪の搜査一般に關すること。

三 局の事務の総合調整に關すること。

四 刑事法令一般の調査及び研究に關すこと。

五 刑事資料の調査、収集及び管理に關すこと。

六 前各号に掲げるもののほか、局内の他の所掌に屬しないこと。

（第二十四条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。）

一 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに關すること。

二 保健衛生関係事犯の取締りに關すること（組織犯罪対策第二課の所掌に屬するものを除く）。

三 特許権、著作権又は商標権を侵害する事犯その他の知的財産権関係事犯の取締りに關すること。

四 前号に掲げるもののほか、經濟関係事犯の取締りに關すること。

五 債権管理回収業に關する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）の規定に基づく意見の陳述その他の活動に關すること（暴力団対策に該当しないものに限る）。

六 第一号から第四号までに掲げるもののほか、局内の他の所掌に屬しない法令違反の取締りに關すること。

（第三十五条 捜査第二課）

（第二十五条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。）

一 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に關すること。

二 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に關すること。

三 政治資金に係る犯罪の捜査に關すること。

四 公職の選挙、国民投票その他投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に關すること。

（捜査支援分析管理官）

（第二十六条 捜査支援分析管理官は、次の事務をつかさどる。）

一 犯罪の捜査の支援として行う民間事業者その他の者からの協力の確保に關すること。

二 犯罪の情勢及び手口に關する情報その他のこれに關する調査に關すること。

三 犯罪統計に關すること。

四 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に關する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定による携帯音声通信役務の不正な利用の防止に關すること。

（第二十七条 犯罪鑑識官）

（第二十八条 組織犯罪対策第一課においては、次の事務をつかさどる。）

一 犯罪鑑識施設の整備及び運営に關すること。

二 犯罪鑑識官は、次の事務をつかさどる。

一 公害関係事犯その他の凶悪犯の捜査に關すること。

二 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に關すること。

（捜査第一課）

第二十四条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

一 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に關すること。

二 窃盗犯の捜査に關すること。

三 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に關すること。

四 過失犯の捜査に關すること。

五 移動警察の運営に關すること。

六 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない犯罪の捜査に關すること。

七 移動警察の運営に關すること。

八 サリン等による人身被害の防止に關する法律（平成七年法律第七十八号）の施行に關すること。

九 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に關する法律（平成二十四年法律第三十四号）の施行に關すること。

（捜査第二課）

（第二十五条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。）

一 假造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に關すること。

二 証券取引関係犯罪及び金融関係犯罪の捜査に關すること。

三 政治資金に係る犯罪の捜査に關すること。

四 公職の選挙、国民投票その他投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に關すること。

（捜査支援分析管理官）

（第二十六条 捜査支援分析管理官は、次の事務をつかさどる。）

一 犯罪の捜査の支援として行う民間事業者その他の者からの協力の確保に關すること。

二 犯罪の情勢及び手口に關する情報その他のこれに關する調査に關すること。

三 犯罪統計に關すること。

四 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に關する法律（平成十七年法律第三十一号）の規定による携帯音声通信役務の不正な利用の防止に關すること。

（第二十七条 犯罪鑑識官）

（第二十八条 組織犯罪対策第一課においては、次の事務をつかさどる。）

一 犯罪鑑識施設の整備及び運営に關すること。

二 犯罪鑑識官は、次の事務をつかさどる。

一 公害関係事犯その他の凶悪犯の捜査に關すること。

二 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に關すること。

三 人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に關すること。

四 過失犯の捜査に關すること。

五 移動警察の運営に關すること。

六 前各号に掲げるもののほか、局内の他の所掌に属しないこと。

一 犯罪鑑識に關すること。

二 犯罪鑑識施設の整備及び運営に關すること。

三 他の所掌に属するものを除く。

（組織犯罪対策第一課）

（第二十九条 組織犯罪対策第一課においては、次の事務をつかさどる。）

一 暴力團に係る犯罪の取締りに關すること。

二 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに關すること。

三 奉銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに關すること。

四 薬物又は銃器の国際的な不正取引に関する情報の収集及び整理に關すること。

五 第一号から第三号までに掲げるもののほか、組織犯罪の取締りに關すること（組織犯罪対策第一課及び国際捜査管理官の所掌に属するものを除く）。

（第三十条 国際捜査管理官）

（第三十一条 交通局に、次の四課を置く。）

一 交通企画課

二 交通指導課

三 交通規制課

四 運転免許課

（交通企画課）

（第三十二条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。）

一 交通警察に關する制度及び交通警察の運営に關すること。

二 交通事故防止対策一般に關すること。

三 行政機関その他の関係機関との連絡調整に關すること。

四 道路の交通に關する統計に關すること。

五 交通安全教育及び交通安全運動に關すること。

（第三十三条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。）

一 地域交通安全活動推進委員に關すること。

二 道路交通事故調査分析センターに關すること。

三 道路の事故に關すること（局内の他の課の所掌に属するものを除く）。

四 国交道交通安全活動推進センターに關すること。

五 国交道交通安全活動推進センターに關すること。

六 道路交通事故調査分析センターに關すること。

七 地域交通安全活動推進委員に關すること。

八 道路の交通安全に關すること。

九 道路の交通安全に關すること。

十 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

一 国際的な犯罪捜査に關すること。

二 外国人による組織犯罪の取締りに關すること。

三 他の所掌に属するものを除く。

（組織犯罪対策第一課）

（第三十四条 交通局に、次の四課を置く。）

一 交通企画課

二 交通指導課

三 交通規制課

四 自動車運転センターセンターに關すること。

（交通企画課）

（第三十五条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。）

一 交通企画課に關すること。

二 交通企画課に關すること。

三 交通企画課に關すること。

四 交通企画課に關すること。

五 交通企画課に關すること。

六 交通企画課に關すること。

七 交通企画課に關すること。

八 交通企画課に關すること。

九 都道府県交通安全活動推進センターに關すること。

一 自動車運転センターセンターに關すること。

二 自動車運転センターセンターに關すること。

三 自動車運転センターセンターに關すること。

四 自動車運転センターセンターに關すること。

五 自動車運転センターセンターに關すること。

六 自動車運転センターセンターに關すること。

七 自動車運転センターセンターに關すること。

八 自動車運転センターセンターに關すること。

九 自動車運転センターセンターに關すること。

十 自動車運転センターセンターに關すること。

十一 自動車運転センターセンターに關すること。

十二 第二号、第四号及び第五号に掲げる事務についての技術的研究並びに次条第一号並びに第三十四条第一号及び第二号に掲げる事務についての技術的研究（高度な情報通信の技術に関するものに限る。）に關する企画及び指導に關すること。

（第三十六条 国際捜査管理官）

一 公害関係事犯その他の粗暴犯の捜査に關すること。

二 その所掌に属するものを除く。

（組織犯罪対策第一課）

（第三十七条 犯罪鑑識官）

（第三十八条 組織犯罪対策第一課においては、次の事務をつかさどる。）

一 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上で協力の強化に關する日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に關すること。

二 国際刑事警察機構との連絡に關すること。

三 国際捜査共助に關すること。

四 国際的な犯罪捜査に關すること。

五 国際刑事警察機構との連絡に關すること。

六 国際刑事警察機構との連絡に關すること。

七 国際刑事警察機構との連絡に關すること。

八 国際刑事警察機構との連絡に關すること。

九 国際刑事警察機構との連絡に關すること。

一〇 国際刑事警察機構との連絡に關すること。

一一 国際刑事警察機構との連絡に關すること。

一二 第二号、第四号及び第五号に掲げる事務についての技術的研究並びに次条第一号並びに第三十四条第一号及び第二号に掲げる事務についての技術的研究（高度な情報通信の技術に関するものに限る。）に關する企画及び指導に關すること。

（第三十九条 国際捜査管理官）

（第三十条 国際捜査管理官）

（第三十一条 国際捜査管理官）

（第三十二条 国際捜査管理官）

（第三十三条 国際捜査管理官）

（第三十四条 国際捜査管理官）

（第三十五条 国際捜査管理官）

（第三十六条 国際捜査管理官）

（第三十七条 国際捜査管理官）

（第三十八条 国際捜査管理官）

（第三十九条 国際捜査管理官）

（第四十条 国際捜査管理官）

（第四十一条 国際捜査管理官）

（第四十二条 国際捜査管理官）

（第四十三条 国際捜査管理官）

（第四十四条 国際捜査管理官）

（第四十五条 国際捜査管理官）

<p>十三 前各号に掲げるもののほか、局内の他の所掌に属しないこと。 (交通指導課)</p> <p>第三十三条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関すること。 二 交通事故反則行為の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。 三 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の使用の制限に関すること。 四 道路交通法の規定による車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関すること。 五 交通取締用自動車の運用に関すること。 六 高速道路交通警察隊の管理に関すること。 七 第一号から第五号までに掲げる事務についての技術的研究に関する企画及び指導に関すること。(交通企画課の所掌に属するものを除く。) <p>(交通規制課)</p>
--

<p>第三十四条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 道路交通関係法令の規定による道路の交通の規制に関すること。</p> <p>二 信号機、道路標識及び道路標示その他の交通規制に関すること。</p> <p>三 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)の規定による交通安全施設等整備事業に関すること。</p> <p>四 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)の施行に関する交通規制(交通指導課の所掌に属するものを除く。)。</p> <p>(運転免許課)</p>

<p>第三十五条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 運転免許及び運転免許試験に関すること。 二 運転免許の取消し、停止等に関すること。 三 運転免許に係る講習に関すること。 四 自動車等の運転者に係る前二号に掲げる事務に必要な資料の収集、利用等に関すること。 五 自動車教習所に関すること。

<p>第三十六条 警備局に、外事情報部及び警備運用部に置くもののが、次の二課を置く。</p> <p>一 外事情報部に、次の二課を置く。</p> <p>二 警備第一課</p> <p>(警備企画課)</p> <p>三 警備第二課</p> <p>(警備企画課)</p> <p>四 警備第三課</p> <p>(警備企画課)</p> <p>五 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>二 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>三 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>四 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>五 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>六 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>七 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>八 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>九 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>十 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>(外事課)</p>
--

<p>第三十七条 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>二 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>三 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>四 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>五 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>六 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>七 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>八 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>九 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>十 警備企画課に属する企画及び指導致する事務。</p> <p>(外事課)</p>
--

<p>第三十八条 公安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 警備情報の収集及び整理その他警備情報に関すること。(警備企画課及び外事情報部の所掌に属するものを除く。)</p> <p>二 第三十九条 外事課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 部の事務の総合調整に関すること。</p> <p>二 次に掲げる犯罪の取締りに関するもの(国際テロリズム対策課の所掌に属するものを除く。)。</p> <p>三 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に規定する犯罪の取締りに関すること。(外事課)</p> <p>四 外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)及び関税法(昭和二十九年法律第六十一号)に規定する犯罪のうち国際的な平和及び安全の維持に係るもの(外國人による警備情報に関するもの)。</p> <p>五 前条第二号に掲げる犯罪その他の警備犯罪で外国人に係るもの。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、局内の他の所掌に属しないこと。</p> <p>(公安課)</p>

<p>第三十九条 国際テロリズム対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 第四十一条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>二 部の事務の総合調整に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。</p> <p>三 警備方針の策定及びその実施並びに警備実施に関連する犯罪の取締りに関すること。(警備第三課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>四 機動隊の管理一般に関すること。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。</p> <p>(警備第一課)</p>

<p>第四十条 国際テロリズム対策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 警備情報の収集及び整理その他警備情報に関すること。(警備企画課及び外事情報部の所掌に属するものを除く。)</p>

附 則 (平成二年一月二七日政令第一二五三七号)	附 則 (平成一七年四月一日政令第一二一号)
この政令は、警察法の一部を改正する法律(平成十二年法律第二百三十九号)の一部の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一三年三月三〇日政令第一一七号)	附 則 (平成一七年五月二日政令第一七〇号)
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。	この政令は、携帯音声通信事業者による契約者の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成十七年法律第三十一号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十七年五月五日)から施行する。
附 則 (平成一四年二月六日政令第二六三二七号)	附 則 (平成一八年三月三〇日政令第九八号)
この政令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の施行の日(平成十三年十月十三日)から施行する。	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成一五年三月三一日政令第一六三三号)	附 則 (平成一八年一月二九日政令第三六八号)
この政令は、平成十五年四月一日から施行する。	この政令は、探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)の施行の日(平成十九年六月一日)から施行する。
附 則 (平成一六年四月一日政令第一三六号)	附 則 (平成一九年二月九日政令第二一号)
(施行期日)この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。	(施行期日)この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年六月一日)から施行する。
附 則 (平成一六年四月一日政令第一三六号)	附 則 (平成一九年三月九日政令第四四号)
(施行期日)この政令は、法の施行の日(平成十五年九月一日)から施行する。	(施行期日)この政令は、法の施行の日(平成十九年十二月十日)から施行する。
附 則 (平成一六年四月一日政令第一三六号)	附 則 (平成一九年三月九日政令第四四号)
(施行期日)この政令は、法の施行の日(平成十五年九月一日)から施行する。	(施行期日)この政令は、法の施行の日(平成十九年十二月十日)から施行する。
附 則 (平成一六年二月一〇日政令第一三九〇号)	附 則 (平成一九年四月一日政令第一七号)
(施行期日)この政令は、道路交通法の一部を改正する。(施行期日)この政令は、公布の日から施行する。	(施行期日)この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一六年二月一〇日政令第一三九〇号)	附 則 (平成一九年五月二五日政令第一六八号)
(施行期日)この政令は、道路交通法の一部を改正する。(施行期日)この政令は、公布の日から施行する。	(施行期日)この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一六年二月一〇日政令第一三九〇号)	附 則 (平成一九年五月二五日政令第一六八号)
(施行期日)この政令は、道路交通法の一部を改正する。(施行期日)この政令は、公布の日から施行する。	(施行期日)この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一六年二月二七日政令第一四二〇号)	附 則 (平成一九年五月二五日政令第一六八号)
(施行期日)この政令は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十六年法律第二百六十四号)の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。	(施行期日)この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十年三月一日)から施行する。
附 則 (平成一六年二月二七日政令第一四二〇号)	附 則 (平成一九年五月二五日政令第一六八号)
(施行期日)この政令は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十六年法律第二百六十四号)の施行の日(平成十六年十二月三十日)から施行する。	(施行期日)この政令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十年三月一日)から施行する。
附 則 (平成一七年五月二日政令第一一七号)	附 則 (平成一七年五月二日政令第一一七号)
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。	この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則 (平成一七年五月二日政令第一一七号)	附 則 (平成一七年五月二日政令第一一七号)
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。	この政令は、携帯音声通信事業者による契約者の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成十七年法律第七十三号)の施行の日(平成二十八年十一月三十日)から施行する。
附 則 (平成一七年五月二日政令第一一七号)	附 則 (平成一七年五月二日政令第一一七号)
この政令は、平成十三年四月一日から施行する。	この政令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

1 （施行期日） 附 則 （令和五年五月二六日政令第一九 二号）抄	この政令は、国際的な不正資金等の移動等に 対処するための国際連合安全保障理事会決議第 一千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国 際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置 法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五 年六月一日）から施行する。	1 （施行期日） 附 則 （令和五年五月二六日政令第一八 九号）抄	この政令は、民法の一部を改正する法律の施 行の日（令和四年四月一日）から施行する。	1 （施行期日） 附 則 （令和三年三月三一日政令第一六 九号）抄	この政令は、令和三年四月一日から施行す る。	1 （施行期日） 附 則 （令和三年一二月一七日政令第三 三五号）抄	この政令は、令和三年四月一日から施行す る。
1 （施行期日） 附 則 （令和四年一二月一七日政令第三 三三号）抄	この政令は、令和四年十一月一日から施行す る。	1 （施行期日） 附 則 （令和四年一二月一七日政令第一六 九号）抄	この政令は、令和四年四月一日から施行す る。	1 （施行期日） 附 則 （令和元年五月三一日政令第八四 号）抄	この政令は、公布の日から施行する。	1 （施行期日） 附 則 （平成三一年四月一日政令第一四 二号）抄	この政令は、改正法第五条の規定の施行の日 （平成三十一年九月一日）から施行する。
1 （施行期日） 附 則 （平成三一年五月三一日政令第一六 号）抄	この政令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸 その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原 子力事業所の周辺地域の上空における小型無人 機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正 する法律の施行の日から施行する。	1 （施行期日） 附 則 （令和六年三月二九日政令第一〇 〇号）抄	この政令は、令和六年十月一日から施行す る。	1 （施行期日） 附 則 （令和五年九月二九日政令第二九 四号）抄	この政令は、令和五年十月一日から施行す る。	1 （施行期日） 附 則 （令和六年三月二九日政令第一〇 〇号）抄	この政令は、令和六年四月一日から施行す る。